（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
税理士懲戒処分関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他
二九
一三

本号で公布された法令のあらまし

◇特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一六号）（経済産業省）

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三八号）の施行期日は、令和三年二月一日とすることとした。

◇特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令（政令第一七号）（経済産業省）

1　事業の区分及び規模

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三八号。以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める事業の区分及び同項の政令で定める規模は、次に掲げるとおりとすることとした。

㈠　商品等提供利用者が一般利用者に対して商品等（法第二条第一項に規定する商品等をいう。以下同じ。）を提供する事業であって、次のいずれにも該当するものとすることとした。（第一項の表第一号中欄関係）

(1)　商品等提供利用者が主として事業者であり、かつ、一般利用者が主として事業者以外の者であること

(2)　広く消費者の需要に応じた商品等を提供するものであって、当該商品等に食料品、飲料及び日用品が含まれていること

(3)　商品等の提供価格その他当該商品等に関する情報を一般利用者に対して表示して行うものであること

㈡　㈠の事業の区分の政令で定める規模は、年度（四月一日から翌年三月三一日までの期間をいう。以下同じ。）における次に掲げる額の合計額が三、〇〇〇億円とすることとした。（第一項の表第一号下欄関係）

(1)　商品等提供利用者による商品等の提供（当該事業に係る場におけるものに限る。）

(2)　(1)において同じ。）に係る国内売上額の合計額

(2)　デジタルプラットフォーム提供者による一般利用者に対する商品等の提供の事業（商品等提供利用者が提供する商品の破損が生じた場合において当該商品の修理に要する費用を負担する事業その他のデジタルプラットフォームの提供と一体として行う事業として経済産業省令で定める事業を除く。）に係る国内売上額

㈢　商品等提供利用者が一般利用者に対してソフトウェア（携帯電話端末又はこれに類する端末において動作するものに限る。以下同じ。）を提供する事業及び当該ソフトウェアにおける権利を販売する事業であって、次のいずれにも該当するものとすることとした。（第一項の表第二号中欄関係）

(1)　商品等提供利用者が主として事業者であり、かつ、一般利用者が主として事業者以外の者であること

(2)　広く消費者の需要に応じたソフトウェアを提供するもの及び当該ソフトウェアにおける権利を販売するものであって、当該ソフトウェアに電子メールの送受信のための機能を有するもの及びインターネットを利用した情報の閲覧のための機能を有するものが含まれていること

(3)　ソフトウェアの提供価格、当該ソフトウェアにおける権利の販売価格その他当該ソフトウェア及び当該権利に関する情報を一般利用者に対して表示して行うものであること

㈣　㈢の事業の区分の政令で定める規模は、年度における次に掲げる額の合計額が二、〇〇〇億円とすることとした。（第一項の表第二号下欄関係）

(1)　商品等提供利用者によるソフトウェアの提供及び権利の販売（当該事業に係る場(2)において単に「場」という。）におけるものに限る。(2)において同じ。）に係る国内売上額の合計額

(2)　デジタルプラットフォーム提供者による一般利用者に対するソフトウェアの提供及び権利の販売の事業（場を提供するソフトウェアを提供する事業その他のデジタルプラットフォームの提供と一体として行う事業として経済産業省令で定める事業を除く。）に係る国内売上額

2　国内売上額の計算方法

1に規定するもののほか、1の国内売上額の計算方法その他1の規定の適用に関し必要な事項は、経済産業省令で定めることとした。（第二項関係）

3　附則

法の施行に伴う所要の措置について規定することとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、法の施行の日（令和三年二月一日）から施行することとした。

◇社会保険労務士法施行令の一部を改正する政令（政令第一八号）（厚生労働省）

1　社会保険労務士試験の受験手数料の額を改定することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。